

令和3年第10回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年11月26日（金曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告（令和3年9月分）

第 4 町長の招集挨拶

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第 5 議案第55号 工事請負契約の一部変更について

第 6 議案第56号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について

第 7 議案第57号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第 8 議案第58号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

第 9 議案第59号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第10 議案第60号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第6号

第11 議案第61号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号

第12 議案第62号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号

第13 議案第63号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第2号

追加議案審議

追加日程第1 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	本間和彦君	企画財政課長	高橋穰君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	藤田信晴君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	高階優君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼 出納室長	奥山智佳等君	農業委員会 事務局長	大澤修君
教育長	福田世喜君	教育推進監	武藤浩紀君
教育推進課長	武田浩之君	生涯学習課長	佐々木寿人君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋博和	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第10回美郷町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、高山茂雄君、6番、高橋邦武君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和3年9月分）の結果報告がありました。その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶

○議長（森元淑雄君） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。

町長、松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和3年第10回美郷町議会臨時会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、秋田県福祉医療費補助金の過大申請について報告いたします。

本補助金は、市町村における福祉医療費の給付及び福祉医療事務経費の2分の1を補助するもので、このうち令和2年度の事務費補助金について、補助対象外の町単独事業によるシステム改修費が含まれていたことが分かり、7万3,842円の過大申請が判明しました。これを踏まえ、医療費補助金についても診療報酬明細書等関係書類の確認が可能な平成28年度まで遡り精査した結果、誤入力、戻入金や収入金の未計上等により、平成28年度から令和2年度までの5か年間で計127万2,584円、事務費補助金と合わせると134万6,426円を過大に申請していることが分かりました。

住民の皆様に影響のあるものではありませんが、このたびの事務遺漏につきまして深くおわび申し上げます。

今後は、申請時に使用する計算シートにチェック機能を追加するとともに複数人での確認を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

なお、このたびの過大申請分の補助金につきまして、自主返還に向け、本臨時会に関係予算を計上しております。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について報告いたします。

国のワクチン接種記録システムの11月21日までの登録データでは、集団接種会場以外の接種者も含めた1回目の接種者は1万6,291人で、町の全人口に対する割合が85.93%、2回目の接種者は1万6,194人で割合は85.42%となっております。このうち65歳以上の高齢者については、1回目の接種者が7,047人で、高齢者人口に対する割合は95.50%、2回目の接種者が7,017人で割合は95.09%となっており、高齢者の接種率は県内で最も高いものとなっております。

なお、接種可能年齢の12歳に達した児童等については、10月から月ごとに通知を送付し、町が日程調整した上で11月から町内3医療機関で接種を行っております。

また、2回目接種を終えた方への追加接種については、国が2回目接種完了からの接種間隔を原則8か月以上としたことに基づき、町の公共施設において令和4年1月下旬に医療従事者向け、2月下旬から2回目接種を終えた順に町民向けの集団接種を行う予定としており、その体制確保に向け、本臨時会に関係予算を計上しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

議案第55号「工事請負契約の一部変更について」ですが、令和3年5月21日に締結した流域育成林整備事業七滝山線森林管理道整備工事第3工区請負契約について、工事請負変更契約を締結したくお諮りするものです。

議案第56号「美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について」議案第57号「美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」議案第58号「美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」及び議案第59号「美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、議会議員、町長、副町長、教育長及び一般職の職員の期末手当に関する規定を改正したくお諮りするものです。

議案第60号「令和3年度美郷町一般会計補正予算第6号」についてですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額及び期末手当の支給率引下げによる人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第61号「令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号」及び議案第62号「令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について」ですが、期末手当の支給率引下げによる人件費の調整に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第63号「令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第2号」についてですが、期末手当の支給率引下げによる人件費の調整に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第5、議案第55号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（中田裕克君） 議案第55号 工事請負契約の一部変更についてご説明いたします。

提案理由でございますが、5月21日に契約いたしました流域育成林整備事業七滝山線森林管理道整備工事第3工区の変更契約を締結するため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

変更内容といたしましては、契約金額を4,917万円から5,146万200円に変更するものでございます。

工事の変更内容につきましては、議案資料集によりご説明いたしますので、議案資料集1ページをお願いいたします。

下から4段目、変更工事内容の欄をご覧ください。

のり面植生基材吹きつけ工の面積及び吹きつけ厚の変更につきましては、掘削した切土のり面の土質調査を行ったところ、固い軟岩が多いことが判明し、植生の定着を促進させるため、対象箇所約2,100平方メートルの植生基材の吹きつけ厚を3センチメートルから5センチメートルに変更するものでございます。また、防護柵の延長追加につきましては、転落防止等安全対策の徹底を図るため、耐雪型ガードレール10メートルの追加をお願いするものでございます。

なお、完成期限に変更はなく、令和3年12月20日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第55号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第55号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第6、議案第56号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第56号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和3年度の秋田県人事委員会の勧告を受けての県の対応に倣うとともに、県内の他市町村の動向を踏まえ、美郷町議会議員の期末手当に関する規定を改正する必要があるため、提案するものでございます。

内容でございますが、改正条文は4ページ、関連資料は議案資料集2ページ、新旧対照表は同じく3ページとなっております。

議案4ページの改正条文をご覧いただきたいと思っております。

第1条による改正でございますが、現行の12月期の期末手当の支給率「100分の157.5」を0.1か月引き下げ「100分の147.5」とするものでございます。また、第2条及び附則のただし書きによる改正でございますが、令和4年4月以降につきましては、支給率の平準化を図るため、6月及び12月の支給率を100分の152.5とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第56号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第56号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第7、議案第57号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第57号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、議案第56号と同様に、美郷町町長及び副町長につきましても令和3年度の秋田県人事委員会の勧告を受けての県の対応に倣うとともに、県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当に関する規定を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正内容でございますが、議案第56号と同様でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第57号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第57号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第8、議案第58号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第58号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、議案第56号と同様に、美郷町教育委員会教育長につきましても令和3年度の秋田県人事委員会の勧告を受けての県の対応に倣うとともに、県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当に関する規定を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正内容でございますが、議案第56号と同様でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第58号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第9、議案第59号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第59号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、今年10月、秋田県人事委員会より県職員の給与に関する勧告が行われました。本町におきましても、再任用職員を含めた町職員の給与について、県人事委員会の勧告に準じた改正をしたく提案するものでございます。

県人事委員会の勧告の概要でございますが、議案資料集6ページをご覧ください。

勧告のポイントでございますが、期末手当は県内民間の支給割合に見合うよう引き下げるものでございまして、月例給は公民格差が極めて小さいことから、改定を行わないとするものでございます。

それでは、改正内容でございますが、改正条文は議案書10ページ、新旧対照表は議案資料集の7ページとなっておりますが、議案第56号と同様に現行の12月期の期末手当の支給率を0.1か月引き下げ、また令和4年度以降の6月期及び12月期の期末手当が均等となるよう配分するものでございます。

なお、再任用職員につきましては0.05か月の引下げでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。（「10番」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）

10番、泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 議案第59号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

本条例改正は、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げようとするものです。昨年に続き2年連続の引下げであり、生活補給金的な期末手当の引下げは、コロナ対応など厳しい環境の下で頑張っている職員の士気にも影響するものと考えます。公務員の賃金水準を下げれば民間賃金引下げにも影響が及び、地域経済へも影響することになります。

よって、本議案には反対いたします。

○議長（森元淑雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。

議案第59号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者14名）

○議長（森元淑雄君） 起立多数と認めます。よって、議案第59号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第10、議案第60号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第6号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 稔君） 議案第60号についてご説明いたします。

今回の補正は、994万8,000円を追加し、予算の総額を125億4,786万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入から順にご説明いたしますので、20ページ、21ページをお願いいたします。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 14款2項3目衛生費国庫補助金の2節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、追加接種に向けた体制確保等に要する経費に充当するものです。

14款の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 続きますして、15款2項4目農林水産業費県補助金2節経営所得安定対策等推進事業費補助金でございますが、美郷町地域農業再生協議会で行っております経営所得安定対策等の各種事務事業におきまして、県より国の新規事業等に伴う職員の時間外勤務手当の追加配分があり、37万5,000円を補正するものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きますして、歳出の説明をさせていただきますが、はじめに人件費に係る内容につきまして一括して説明をさせていただきます。

今回の人件費の補正の理由は、今、議決をいただきました給与条例の一部改正等に伴うものでございます。

概要につきましては、議案書30ページからの給与費明細書に記載してございます。

内容でございますが、1の特別職につきましては、期末手当で町長等が21万円、議員が47万4,000円、共済費は町長等で4万2,000円のそれぞれ減額でございまして、合計で72万6,000円の減額となっております。

続きますして、31ページをご覧ください。

2の一般職でございますが、期末手当で会計年度任用職員以外の職員が644万円、会計年度任用職員が272万1,000円のそれぞれ減額でございます。また、共済費は会計年度任用職員以外の職員で123万8,000円の減額でございます。ほかに農業振興費の時間外勤務手当37万5,000円の増額がございますので、合計で1,002万4,000円の減額となっております。

人件費の概要は以上でございますので、以降、各款項目の3節職員手当等並びに4節共済費の説明は省略をさせていただきます。

また、4款3項1目水道費、6款1項7目農村整備費及び8款5項1目下水道費それぞれの27節繰出金の減額につきましては、職員の期末手当に係るものでございますので、同様に説明は省略をさせていただきます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、24ページ、25ページ上段をお願いいたします。

3款1項4目医療給付費の22節返還金は、秋田県福祉医療費補助金の実績報告に過誤があり、過大に申請したことで、その過大申請分134万6,426円を自主返還するため計上するものです。主なものとして、令和元年度の高額介護合算療養費の未計上分で88万6,159円となります。

このたびの過誤につきまして、誠に申し訳ございませんでした。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2項3目児童福祉施設費12節の設計監理委託料ですが、仙南すこやか園の幼稚園棟の床暖房設備改修に係る実施設計委託料となります。

仙南すこやか園の床暖房設備につきましては、毎年、運転調整のための保守点検を実施しておりますが、ここ数年、経年劣化等により特にボイラーの故障が多くなっている状態でありました。このことを踏まえ、今年度の保守点検に当たり、配管等の状態も含めて点検を行っております。その結果、熱源となるボイラーが使用開始から27年経過し、経年劣化が著しく、制御装置が故障した場合には交換部品がないため修理が不可能であること、また天井配管内が酸化によりさびが発生しており、温水が循環する際に床配管中でさびの一部が固着沈殿し、温水の循環が滞り、保育室が温まりにくい原因にもなっていることが確認されました。

そこで、今シーズンの暖房使用開始前に応急処置を行い、現段階で支障はありませんが、今後に向けて早急な対応が必要であると判断し、実施設計に着手したく補正をお願いするものでございます。

3款の説明は以上でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、4款1項2目予防費の12節事務事業委託料は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に対応するため、予約受付業務の委託契約を締結する必要があり、予算を補正するものです。

予約方法につきましては、これまでの電話予約に代えて、接種対象者へ接種実施日時などを指定したお知らせを送付し、同封のはがきに接種希望の有無などを記入し投函いただくものでございます。

4款の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、6款1項3目農業振興費3節時間外勤務手当でございますが、先ほど歳入でご説明いたしました経営所得安定対策等の各種事務事業におきまして、県より職員の時間外勤務手当の追加配分があり、歳入額と同額でございます。

○企画財政課長（高橋 稜君） 28、29ページをお願いいたします。

14款予備費でございますが、今後の災害発生や施設修繕等緊急時に対応するため、歳入歳出の

差額分を増額計上するものでございます。現在までの予備費の充用額は1,207万8,000円で、補正後の残額は1,910万5,000円となります。

議案第60号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。（「10番」の声あり）10番、泉 美和子君、反対討論ですか。（「はい」の声あり）

10番、泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 議案第60号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第6号に反対の立場から討論いたします。

議案第59号で反対しました一般職の職員の期末手当削減分が含まれた補正予算案でありますので、反対をいたします。

○議長（森元淑雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。

議案第60号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者14名）

○議長（森元淑雄君） 起立多数と認めます。よって、議案第60号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第6号は原案のとおり決しました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第11、議案第61号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第61号につきましてご説明いたします。

先ほど議案第59号で議決いただきました給与条例の一部改正に伴い、職員1名分の期末手当を減額することにより一般会計繰入金も同額を減額することとし、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2万5,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。（「10番」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）反対者の発言を許します。

10番、泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 議案第61号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号について、反対の立場から討論いたします。

先ほどの議案第60号で述べました同じ理由でこの議案も反対をいたします。

○議長（森元淑雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。

議案第61号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者14名）

○議長（森元淑雄君） 起立多数と認めます。よって、議案第61号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第12、議案第62号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第62号につきましてご説明いたします。

先ほど議案第59号で議決いただきました給与条例の一部改正に伴い、職員1名分の期末手当を減額することにより一般会計繰入金も同額を減額することとし、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。（「10番」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）反対者の発言を許可します。

10番、泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 議案第62号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について、反対の立場から討論いたします。

先ほどと同じように、議案第60号で述べたとおりの理由で反対をいたします。

○議長（森元淑雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。

議案第62号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者14名）

○議長（森元淑雄君） 起立多数と認めます。よって、議案第62号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第13、議案第63号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第2号を

上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第63号につきましてご説明いたします。

先ほど議案第59号で議決をいただきました給与条例の一部改正に伴い、職員4名分の期末手当等を減額することにより、第2条、収益的収入及び支出につきましてそれぞれ19万3,000円を減額するものでございます。また、第4条、他会計からの補助金につきましても19万3,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。（「10番」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）反対者の発言を許します。

10番、泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 議案第63号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第2号に反対の立場から討論いたします。

これも先ほど議案第60号で述べたとおりの理由で、職員の期末手当削減分が含まれた補正予算ですので、反対をいたします。

○議長（森元淑雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。

議案第63号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者14名）

○議長（森元淑雄君） 起立多数と認めます。よって、議案第63号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時41分)

(午前10時42分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり、案件が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時43分)

(午前10時44分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議員派遣について

○議長（森元淑雄君） 追加日程第1、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することにし
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付したとお
り派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第10回美郷町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時45分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和3年11月26日

美郷町議会議長 森元淑雄

署名議員 高山茂雄

署名議員 高橋邦武